第２の国際周波数分配の脚注５．１６７中「、シンガポール及びタイ」を「及びシンガポール」に改め、同脚注５．１６７Ａ中「インドネシア」の次に「及びタイ」を加え、同脚注５．１７０中「53MHz」を「54MHz」に改め、同脚注５．１７２及び５．１７３中「、ガイアナ、ジャマイカ及びメキシコ」を「及びガイアナ」に改め、同脚注５．１７５、５．１７７及び５．１７９中「グルジア」を「ジョージア」に改め、同脚注５．１８５中「、ジャマイカ、メキシコ」を削り、同脚注５．２０１中「アンゴラ、」を削り、「グルジア」を「ロシア、ジョージア」に改め、「、ラトビア」を削り、同脚注５．２０２中「グルジア」を「ロシア、ジョージア」に改め、「、ラトビア」を削り、同脚注５．２０６中「グルジア」を「ジョージア」に改め、同脚注５．２０８Ｂ中「ＷＲＣ－07」を「ＷＲＣ－15」に改め、同脚注５．２１１中「ギリシャ」の次に「、ギニア」を加え、同脚注５．２２０後段を削り、同脚注５．２２１中「ガボン」の次に「、ジョージア」を加え、「、タイ」を削り、同脚注５．２２２及び５．２２３を次のように改める。

5.222（未使用）

5.223（未使用）

第２の国際周波数分配の脚注５．２２４Ａ及び５．２２４Ｂを次のように改める。

5.224A（未使用）

5.224B（未使用）

第２の国際周波数分配の脚注５．２２８Ａの次に次のように加える。

5.228AA

海上移動衛星業務（地球から宇宙）による161.9375－161.9625MHz及び161.9875－162.0125MHzの周波数帯の使用は、無線通信規則付録第18号に従って運用するシステムに限る。

第２の国際周波数分配の脚注５．２３２を次のように改める。

5.232（未使用）

第２の国際周波数分配の脚注５．２３４を次のように改める。

5.234（未使用）

第２の国際周波数分配の脚注５．２５６Ａ中「、カザフスタン及びウクライナ」を「及びカザフスタン」に改め、同脚注５．２６０を次のように改める。

5.260（未使用）

第２の国際周波数分配の脚注５．２６２中「グルジア」を「ジョージア」に改め、同脚注５．２６５を次のように改める。

5.265

403－410MHzの周波数帯は、決議第205号（ＷＲＣ－15、改）を適用する。

第２の国際周波数分配の脚注５．２６８中「５kmの範囲内の通信」を「宇宙から宇宙への通信回線」に、「船外活動から」を「410－420MHzの周波数帯による宇宙研究業務（宇宙から宇宙）の送信局から」に改め、「無線通信規則第4.10号は、船外活動には適用しない。」を削り、「宇宙）は」を「宇宙）の局は」に改め、「妨げてはならない。」の次に「無線通信規則第4.10号の規定は適用しない。」を加え、同脚注５．２７５中「、セルビア及びスロベニア」を「及びセルビア」に改め、同脚注５．２７６中「、タンザニア」を削り、「固定業務にも」の次に「分配し」を、「438－440MHzの周波数帯は」の次に「、エクアドルを除き」を加え、同脚注５．２７７中「グルジア」を「ジョージア」に改め、同脚注５．２７９Ａ中「この周波数帯」を「432－438MHzの周波数帯」に、「ＳＡ．1260－1」を「ＲＳ．1260－1」に改め、同脚注５．２８６ＡＡ中「ＷＲＣ－07」を「ＷＲＣ－15」に改め、同脚注５．２８７を次のように改める。

5.287

海上移動業務による457.5125－457.5875MHz及び467.5125－467.5875MHzの周波数帯の使用は、船上通信局に限る。使用装置の特性やチャネルの配置は、ＩＴＵ－Ｒ勧告Ｍ．1174－3による。領水内におけるこれらの周波数帯の使用は、関係主管庁の国内規制に従うことを条件とする。

第２の国際周波数分配の脚注５．２８８中「Ｍ．1174－1」を「Ｍ．1174－3」に改め、同脚注５．２９１Ａ中「、フィンランド」及び「、ノルウェー、オランダ」を削り、「チェコ」の次に「、セルビア」を加え、同脚注５．２９２中「メキシコでは、固定業務及び移動業務並びに」を削り、「第9.21号」の次に「の規定」を加え、同脚注５．２９３中「、ホンジュラス、ジャマイカ、メキシコ、パナマ及びペルー」を「、ジャマイカ及びパナマ」に、「これらの国」を「バハマ、バルバドス、カナダ、チリ、キューバ、アメリカ合衆国、ガイアナ、ジャマイカ、メキシコ及びパナマ」に、「第9.21号に従って」を「無線通信規則第9.21号の規定に従って」に改め、「470－512MHzの周波数帯の分配は、」の次に「無線通信規則」を加え、同脚注５．２９４中「、ケニア」及び「、スーダン、南スーダン」を削り、同脚注５．２９５を次のように改める。

5.295

バハマ、バルバドス、カナダ、アメリカ合衆国及びメキシコでは、470－608MHzの周波数帯又はその一部はＩＭＴに特定される（決議第224（ＷＲＣ－15、改）参照）。この特定は、この周波数帯が分配されている業務のアプリケーションによる使用を妨げるものではなく、また、無線通信規則内に優先権を確立するものでもない。その周波数帯内にあるＩＭＴシステムの移動業務の局は、無線通信規則第9.21号の規定に従って同意を得ることを条件とし、隣接国の放送業務に対して有害な混信を生じさせてはならない。また、当該放送業務からの保護を要求してはならない。無線通信規則第5.43号及び第5.43A号を適用する。メキシコでは、この周波数帯でのＩＭＴの使用は2018年12月31日より前には開始せず、隣接国との合意がある場合にあっては延長することができる。

第２の国際周波数分配の脚注５．２９６中「ドイツ」の次に「、アンゴラ」を「ボスニア・ヘルツェゴビナ」の次に「、ボツワナ、ブルガリア」を「ブルキナファソ」の次に「、ブルンジ」を「カメルーン」の次に「、バチカン」を「ガボン」の次に「、ジョージア」を「ガーナ」の次に「、ハンガリー」を「ヨルダン」の次に「、ケニア」を「クウェート」の次に「、レソト」を「マケドニア旧ユーゴスラビア共和国」の次に「、レバノン」を「ルクセンブルグ」の次に「、マラウイ」を「モロッコ」の次に「、モーリシャス、モーリタニア」を「モナコ」の次に「、モザンビーク、ナミビア」を「ニジェール」の次に「、ナイジェリア」を「オマーン」の次に「、ウガンダ」を「英国」の次に「、ルワンダ、サンマリノ、セルビア」を「スーダン」の次に「、南アフリカ共和国」を「スワジランド」の次に「、タンザニア」を加え、「及びトルコでは、470－790MHzの周波数帯並びにアンゴラ、ボツワナ、レソト、マラウイ、モーリシャス、モザンビーク、ナミビア、ナイジェリア、南アフリカ共和国、タンザニア」を「、トルコ、ウクライナ」に、「698MHz」を「694MHz」に改め、「放送」の次に「及び放送番組の制作」を加え、同５．２９６の次に次のように加える。

5.296A

ミクロネシア、ソロモン、ツバル及びバヌアツにおける470－698MHzの周波数帯又はその一部並びにバングラデシュ、モルジブ及びニュージーランドにおける610－698MHzの周波数帯又はその一部はＩＭＴを導入しようとする主管庁によって特定される（決議第224（ＷＲＣ－15、改）参照）。この特定は、これらの周波数帯が分配されている業務のアプリケーションによる使用を妨げるものではなく、また、無線通信規則内に優先権を確立するものでもない。これらの周波数帯に分配された移動業務は、無線通信規則第9.21号の規定に従って同意が得られた場合に限りＩＭＴシステムに使用され、近隣国の放送業務に対して有害な混信を生じさせてはならない。また、当該放送業務からの保護を要求してはならない。無線通信規則第5.43号及び第5.43A号を適用する。

第２の国際周波数分配の脚注５．２９７中「、ホンジュラス、」を「及び」に改め、「及びメキシコ」を削り、「分配する。」の次に「バハマ、バルバドス及びメキシコでは、512－608MHzの周波数帯は、無線通信規則第9.21号の規定に従って同意を得ることを条件として、一次的基礎で移動業務にも分配する。」を加え、同脚注５．３００中「、スーダン及び南スーダン」を「及びスーダン」に改め、同脚注５．３０８を次のように改める。

5.308

付加分配：ベリーズ及びコロンビアでは、614－698MHzの周波数帯は、一次的基礎で移動業務にも分配する。その周波数帯内にある移動業務の局は、無線通信規則第9.21号の規定に従って同意を得ることを条件とする。

第２の国際周波数分配の脚注５．３０８の次に次のように加える。

5.308A

バハマ、バルバドス、ベリーズ、カナダ、コロンビア、アメリカ合衆国及びメキシコでは、614－698MHzの周波数帯又はその一部はＩＭＴに特定される（決議第224（ＷＲＣ－15、改）参照）。この特定は、この周波数帯が分配されている業務のアプリケーションによる使用を妨げるものではなく、また、無線通信規則内に優先権を確立するものでもない。その周波数帯内にあるＩＭＴシステムの移動業務の局は、無線通信規則第9.21号の規定に従って同意を得ることを条件とし、隣接国の放送業務